

【特別支援教室の理解促進について】

事例No. 6

特別支援教室の垣根を下げる取組（檜原村の取組）

（１）基本情報(平成29年9月1日現在)

特別支援教室利用児童数	3名
巡回指導教員数	1名
拠点校数	1校
巡回校数	1校

（２）取組のポイント

全校保護者会で、特別支援教育の内容について説明するための時間を確保した。

児童及び保護者向けにパワーポイントによる説明資料を作成した。

村の教育相談室、子ども家庭支援センターと日常的な情報共有を行い多面的な支援につなげる。

（３）実際の取組

檜原小学校（以下、「本校」という。）では、平成28年度に5年ぶりの特別支援学級再開と、特別支援教室の開設が行われた。再開・開設に先立ち本校児童の保護者が、教育相談の中でたびたび「特別支援は、発達障害のある子のためのもので聞くと、支援を受けたくても、一度支援を受けるとわが子がずっと障害者として扱われるのではないか。」という不安を口にされていた。そこで、生活指導部でも問題を取り上げてもらい全校の保護者を対象に特別支援について複数の項目を設けどのくらい理解されているのかアンケートを実施した。

アンケートからは特別支援教育への期待の高さとともに、支援内容や支援を受けるとやめることはできなくなるのか、メリットやデメリットはどんなものなのか等、特別支援教育についてよく分からないことに不安を感じていることが見えてきた。それと同時に、特別支援教育を受ける児童がいじめを受けないか、子供に聞かれたときにどう答えればよいかといった不安も多く出されていた。また、村の教育相談室が子育てセミナーとして開催している講演会で特別支援教育を取り上げてはいても、なかなか地域の方の参加が増えておらず、地域的にも特別支援教育への理解を深めていかなくてはならない実態を外部との連携の中で知ることができた。

これらの実態を踏まえ、特別支援教育をより良い形で始めるために児童・保護者・地域の気持ちに寄り添いながら特別支援教育の内容について理解してもらう資料を作成した。さらに丁寧な説明を重ねることに力を注ぐ必要性を感じ、子供から大人まで誰もが理解しやすい資料の作成に取り組んだ。

資料の作成については、特別支援担当教員の異動前研修で紹介されていた他地区の資料を参考に、児童や地域の実態を踏まえた資料作りを意識した。特別支援教育は「特別な児童を、特別扱いする」ことではなく、「児童が困難(苦手)を抱えているときに一人一人に合ったオーダーメイドの学習内容や方法を保護者と一緒に、探しながら進めていくもの」で、苦手なことは、大人も子供も誰でも抱えていることや苦手なことには一人で挑戦することも大切だけれど、誰かの力を借りながら挑戦することも大切だということなどを、アニメーションや、簡単なクイズなども交えたパワーポイントにまとめた。

パワーポイントの資料は、全校朝会で児童に向けての啓発に使用するほか、保護者向けのページを増やしたものを全校保護者会でも同じように使用している。また、全校保護者会では教育相談室や子ども家庭支援センターの取組にも触れ、特別支援は学校だけではなく地域社会全体の協働の中で進められることを実感してもらえるよう心掛けている。

資料は、毎年内容を見直し加筆修正を加えて児童・保護者への説明に使用している。今年度は、「得意なことも苦手なことも 顔や性格が違うようにみんなそれぞれ違っている。違うことが『ふつう』。違うことが素敵だと思える学校を本校は目指している。」という点を加え、一人一人の自己肯定感の育成についても理解を広げることに重点を置いている。

(4) 取組の成果と今後の展開

取組を始めてから、スクールカウンセラーへの面談の希望が増えたほか、家庭での子供への関わり方の悩みなどを学校に伝えてくる保護者が増えた。また、昨年度からPTAを通して教育相談室が主催する子育てセミナーへの参加を広く呼び掛け、今年度はさらに小中の校内研修として位置付け、地域・保護者と教員が同じ内容で特別支援について学び合う環境も生まれた。

保護者や地域住民への啓発は始まったばかりであり、セミナーの内容や講師などを工夫しながら地域の現状にかみ合った啓発活動をどう継続・蓄積していくかが課題だと感じている。さらに、地域の特性として都市部に比べてつながりの深い地域環境に配慮し個人情報をきちんと管理しながら、保育園など関係のある機関との連携も広げていきたい。

【特別支援教室の理解促進について】

事例No. 7

教職員に対する理解啓発の促進（墨田区の取組）

（１）基本情報(平成29年9月1日現在)

特別支援教室利用児童数	175名
巡回指導教員数	18名
拠点校数	3校
巡回校数	12校

（２）取組のポイント

各種研修会での周知
リーフレット及びQ & Aを作成し、各学校に配布
学校間の情報交換をする場の提供及び校内研修における講師の派遣

（３）実際の取組

① 各種説明会での周知

以下の研修会において、特別支援教室実施について説明をする時間を設けるとともに、通常学級担任の意識改革について特に強調して説明をした。その際、②で示したリーフレットやQ & Aを配布した。

【職層研修会】

- ・校長研修会、・副校長研修会、・教務主任会、・生活指導主任連絡会・研修会
- ・特別支援教育コーディネーター研修会、・スクールカウンセラー研修会

【年次研修会】

- ・1年次教諭研修会、・2年次教諭研修会、・3年次教諭研修会

【特別支援教育に関する研修会】

- ・通常学級担任向け特別支援教育研修会(※)、・固定学級担任向け特別支援教育研修会、
- ・巡回指導教員向け特別支援教育研修会、・特別支援教室専門員研修会

※ 回数は年1回（夏季休業中）、参加は任意、内容は通常学級内での発達障害のある児童・生徒の対応について

② リーフレット及びQ&Aの作成

- 東京都が発行した「特別支援教室導入に関するガイドライン」を墨田区用アレンジし、A3判両面にまとめたリーフレットを作成した（別紙1）。
- 在籍校用と拠点校用のQ & Aを作成し、各学校に配布し、校内研修等での活用を促すとともに、データを共通フォルダに入れ、各学校が常時活用できるようにした（別紙2）。

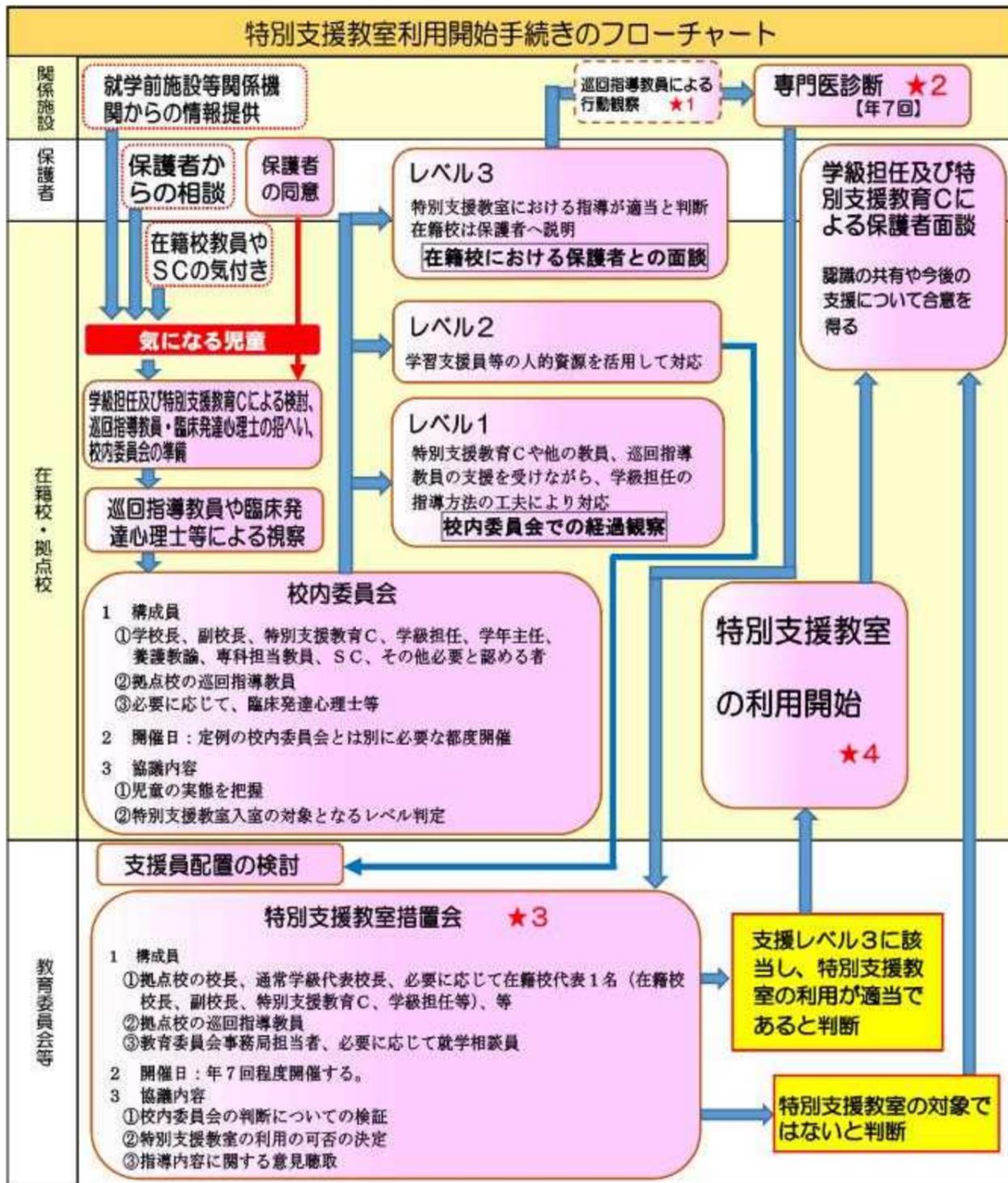
③ 学校間の情報交換をする場の提供及び研修における講師の派遣

- 墨田区では平成28年度から3年かけて特別支援教室を順次実施している。既に実施している学校については、年に2回、ブロック別情報交換会を開催し、拠点校と在籍校の教員が集まり、児童への支援の方法等、情報を共有するよう努めている。
- 次年度実施の学校については、既に特別支援教室を実施している拠点校の巡回指導教員が講師として学校へ出向き、必要な準備や教員の心構えなどについて具体的な例を示しながら指導している。
- 特別支援教育コーディネーター研修や、巡回指導教員研修会等で学校間での情報を交換する時間を設け、有効な情報について共有するよう努めている。
- 特別支援教育の専門家が学校に出向き、児童の見立てや教員への指導・助言を行う、「特別支援教育推進事業にかかる巡回相談」という制度があり、この制度を活用し、特別支援教育の専門家を招き、校内研修において特別支援教室について指導を受ける学校もある。
- 元特別支援学校の校長を特別支援教育スーパーバイザーとして雇用し、校内研修の講師等に派遣している。

（4）取組の成果と今後の展開

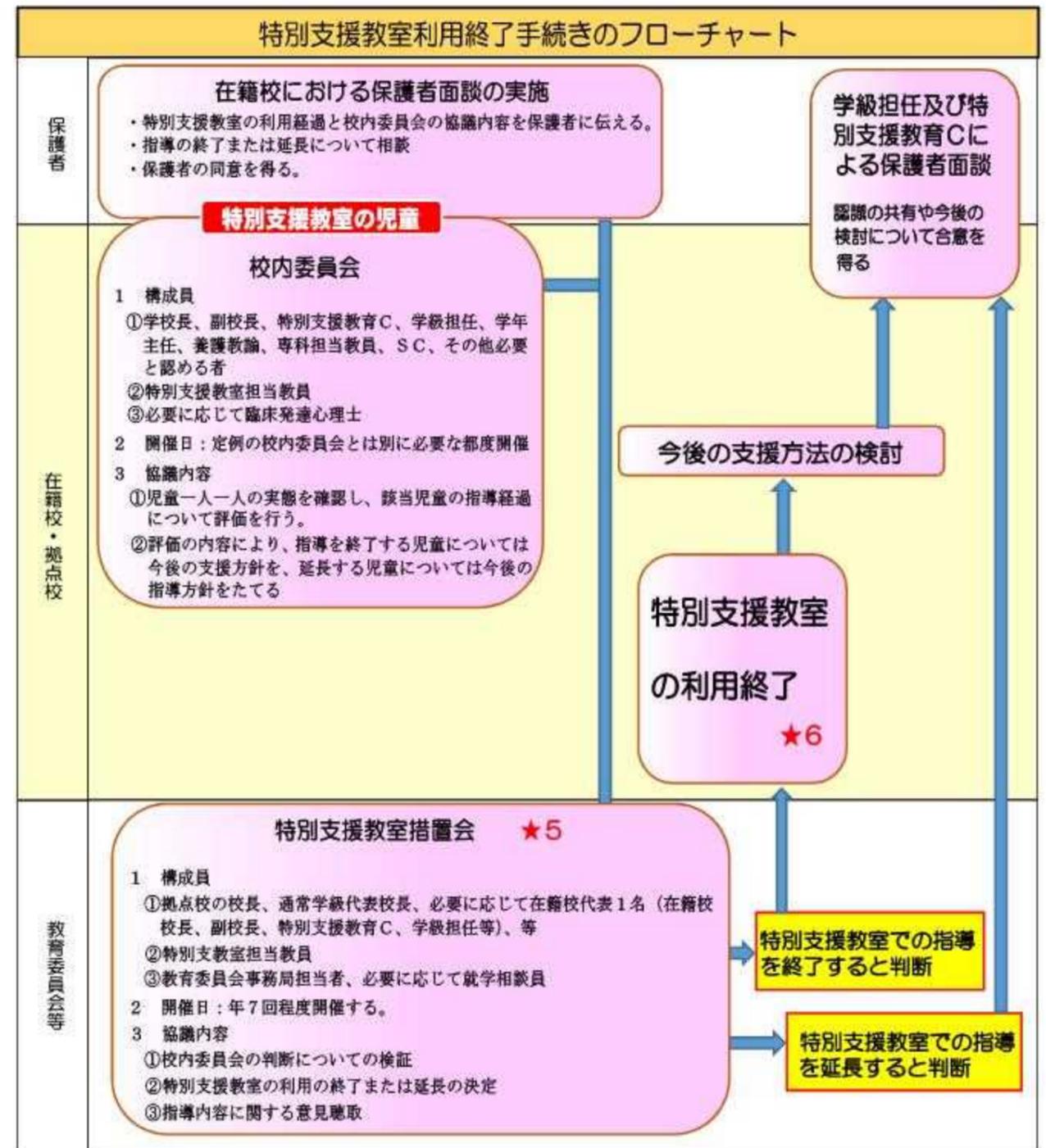
こうした取組をした結果、特別支援教室の趣旨を正しく理解し、適切に対応する教員が増えてきた。その証拠として、特別支援教育に関する研修への、通常学級教員の参加者が、毎年徐々に増加していることが挙げられる。特別支援教室が始まり、巡回指導教員と通常学級の担任とが連携を深めていく中で、通常学級の担任が、巡回指導教員に任せるだけでなく、学級の中で何ができるのかを考え始めた結果であると捉えている。

ただし、こうした教員は増えてはいるがまだ少数である。今後も、あらゆる機会を通じて、特別支援教室の趣旨を正しく伝え、通常学級の教員の意識を改革していく必要があると感じる。



- ★1 学校によっては、この時点で、巡回指導教員による対象児童の行動観察を行う場合もある。
- ★2 専門医診断の際には、①「専門医診断の資料」（巡回指導教員が作成）、②「事前アンケート用紙」（巡回指導教員が依頼し保護者が作成）、の2点の資料が必要になります。
- ★3 特別支援教室措置会の際には、「措置会議資料」（巡回指導教員が作成）、の資料が必要になります。
- ★4 特別支援教室の入室が決定した場合、在籍校より学務課へ「入級申込書」を提出し、それを受けて、学務課より在籍校、拠点校、保護者に「入級決定通知」を発出します。

※「SC」は「スクールカウンセラー」、「特別支援教育C」は「特別支援教育コーディネーター」を表す。



- ★5 特別支援教室措置会の際には、「措置会議資料」（巡回指導員が作成）、の資料が必要になります。
- ★6 特別支援教室の退室が決定した場合、在籍校より学務課へ「退級届」を提出し、それを受けて、学務課より在籍校、拠点校、保護者に「退級決定通知」を発出します。

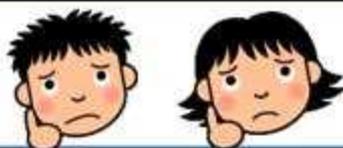
【参考】通級による指導の対象となる障害の種類と程度（根拠法等：文部科学省「756号通知」「1178号通知」）

自閉症者	情緒障害者	学習障害者	注意欠陥多動性障害者
自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

※文言は当時の通知のままにしております。

特別支援教室の活用について

特別支援教室の対象となる児童



1 国が規定する障害の種類・程度

- 通常学級に在籍する知的障害のない発達障害または情緒障害がある児童が、特別支援教室の対象となります。通常学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童が対象となります。
- ※ これまでの通級指導学級と同様、知的障害のある発達障害の児童は対象ではありません。障害の程度に応じて特別支援学校や小学校に設置された特別支援学級で知的障害教育を受けることにより、将来の自立と社会参加を目指します。

2 特別な指導の標準指導時間

- 特別支援教室で実施する巡回指導時間は、年間35から280単位時間までが標準です。
- 学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10から280単位時間までとなっています。

特別支援教室に期待される効果



1 児童の学力や集団適応能力の伸長

- 巡回指導教員は、学級担任と児童の障害の状態について共通理解を図り、協働して指導することがよりできるようになります。
- そのことで、児童の障害の状態に応じた特別な指導を実施できるようになり、児童の学力や在籍学級における集団適応能力が伸長できるようになります。

2 在籍学級の運営の安定化

- 発達障害の児童の集団適応能力が伸長され、巡回指導教員が学級担任に対して助言等を行うことで、在籍学級における学級運営の安定化が図られるようになります。
- これにより、発達障害の児童を含め、他の児童も授業に集中でき、学級全体の児童の学力の向上が期待できます。

3 教員、児童・保護者の発達障害教育への理解の促進

- 全公立小学校で巡回指導を実施することで、これまで特別な指導の意義や内容を知る機会が少なかった児童や保護者の理解が促進され、より多くの児童への必要な支援につながります。
- 特別な指導が身近で実施されることで、全ての教員や他の児童・保護者の発達障害教育への理解が進みます。

【特別支援教室の理解促進について】

事例 No. 8

発達障害の児童に対する周囲（他の児童）の理解の促進について工夫した取組 ～多摩市立連光寺小学校の事例～（多摩市の取組）

（１）基本情報(平成29年9月1日現在)

特別支援教室利用児童数	379名
巡回指導教員数	34名
拠点校数	5校
巡回校数	12校

（２）取組のポイント

全校児童へ特別支援教室について説明した。

体験学習を実施した（開級年度[平成28年度]は全児童へ。平成29年度は新1年生と希望した学級へ）。

特別支援教室案内のリーフレットを作成し、全家庭に配布した。また、保護者会で説明した。

（３）実際の取組

①全校児童への説明

4月に全校朝会又は児童集会の際に、特別支援教室の巡回指導教員から全校児童に対して、特別支援教室の説明を行った。話の時間は、5分程度で、写真のように、児童に分かりやすいよう手作りポスターを用い、劇風にした。「ぼくはいらいらしてしまう」「ぼくは思っていることがうまく伝えられない」「私は漢字が覚えられない」等、教員が一人ずつ悩みを話し、「かがやき（特別支援教室の名称）は、できるようになるために勉強する教室です。みんなの教室にも、かがやきに通う人はいるので、いってらっしゃい、がんばってね、と応援してあげてください。応援してもらうのが嫌な人もいますので、その場合は心の中で応援してください。」というように「特別支援教室はどんなことを学ぶ教室かということ、特別支援教室で学ぶ友達を応援してほしい。」ということを伝え、特別支援教室に関する理解を深めた。



②体験学習を実施

平成28年度は開級の年度であるので、全児童を対象とし、平成29年度からは新1年生と希望する学級を対象として実施した。期間は4月から5月までの間で、1学級15分程度。注意集中と自己理解の学習を体験した。注意集中は、一つのカップの中にボールを入れ、他の空カップと場所を入れ替えた後に、どのカップにボールが入っているか当てる追視を体験。自己理解は、教員が数を言いながら違った指の数を出し、惑わされずに自分の指を出せるかという学習を体験し、自分が耳から聞く方が得意なのか、目で見ることが得意なのかを知る体験。これらの体験を通して、「特別支援教室はどんなことを学ぶ教室かということと、特別支援教室で学ぶ友達を応援してほしい。」ということを伝えた。

③特別支援教室の説明のリーフレットを全家庭に配布及び保護者会で説明

4月の保護者会で、全家庭に多摩市教育委員会作成の特別支援教室の説明のリーフレットを配布した。保護者会ではリーフレットと手作りポスターを用いながら、特別支援教室の学習内容等について説明した。目的は、保護者の特別支援教室に関する理解啓発であり、保護者の理解を通して、児童への適切な理解を促すことである。

(4) 取組の成果と今後の展開

<取組の成果>

- 全児童に対して毎年4月に特別支援教室の説明と体験学習を行うことで、児童の中の特別支援教室に対する疑問や不安が払しょくされた。児童からは、「どんなことを勉強するのかわかった」「特別なことではなく、自分たちにも必要な学習だと感じた」という感想が聞かれた。また、特別支援教室に通う友達に対してもやさしい言葉掛けをする姿が見られるようになった。
- 全保護者に対して、特別支援教室のリーフレットを配付したことと、特別支援教室の教員が説明したこと、多くの保護者が特別支援教室の目的を理解し、特別支援教室への入室を相談するようになった。

<今後の展開>

- 全児童への年度当初の特別支援教室の紹介は、今後も継続して行っていく。毎年説明を聞くことで、特別支援教室の目的や内容について、理解を深めていけると考える。
- 体験学習については、来年度以降も新1年生と希望した学級に対して継続して実施していくこととする。
- 保護者向けのリーフレットについては、今後も新年度に保護者向けに配布し、保護者会での説明を行っていく。